

# 赤穂市国民健康保険運営協議会

と き 令和3年1月21日（木）

午後1時30分より

ところ 赤穂市役所 6階 大会議室

赤穂市国民健康保険

## 赤穂市国民健康保険運営協議会次第

- 1 開会あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事
  - (1) 令和3年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針について
  - (2) その他
- 5 閉会あいさつ

### ( 資 料 目 次 )

1	令和3年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針	1～4
2	令和2年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込	5
3	令和3年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算表	6～8
4	赤穂市国民健康保険事業年次別推移表	9
5	国保制度に関する用語の解説	10
6	赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿	11

## 令和3年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針

### 1 はじめに

国民健康保険（以下「国保」という。）をはじめ、医療保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化などの影響を受け、医療費の更なる増加が必至の状況にある一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、安定的な運営が困難な状況が続くと想定されることなどから、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

国保は制度創設以来、わが国の国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきましたが、低所得者の加入者が多く、年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高いという構造的な課題を抱えており、このような中、平成30年4月に制度改革が行われましたが、依然として課題は解消されておらず、今後も財政基盤の強化を図る必要があります。また、保険者である県と、県内における保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）に向けた議論、医療費適正化のさらなる取組を推進していくこととなります。

本市においては、地域住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担いながら、人生100年時代を見据え、給付と負担の見直しなどの医療保険制度の変革に的確に対応するとともに、保険者の責務を十分に認識し、今後の医療費の動向等を見極めながら、適正かつ安定的な国保事業の運営に県下一体となって取り組むことが求められています。

#### 参考（令和3年度医療保険制度等に係る主な改正予定項目：国保関係）

##### 1 個人所得課税の見直しを踏まえた改正

①低所得者に係る応益保険料(税)軽減判定基準の見直し (令和3年4月施行)

(現行) 7割軽減 基準額 33万円

5割軽減 基準額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数

2割軽減 基準額 33万円 + 52万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数

(改正後) 7割軽減 基準額 43万円

+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

5割軽減 基準額 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数

+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

2割軽減 基準額 43万円 + 52万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属者数

+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

②高額療養費・高額介護合算療養費に係る見直し (令和3年8月施行)

70歳以上の低所得Iに該当する者に係る金額の算定に当たり、給与所得者の場合に給与所得の金額から10万円を控除する

##### 2 薬価改定

(令和3年4月施行)

市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、2年に1回行われていた薬価調査を毎年行い、価格乖離の大きな品目についての薬価改定が行われる

## 2 令和2年度赤穂市国保財政の状況

### (1) 歳入

ア 高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費は依然として高い水準にありますが、市単独支援額19,181千円を含む一般会計繰入金378,585千円の繰入れなどにより、所要の財源を確保することができました。

イ 税率等改正の結果、保険税の総額は、805,715千円となる見込みです。

ウ 令和元年度の繰越金89,906千円については、保険給付費等交付金（県費）の返還金などに充当し、残り8,925千円については財政調整基金に積み立てました。

エ その他、県支出金である普通交付金（保険給付費に要する費用）及び特別交付金（保険者努力支援交付金等）については、医療費や事業の実績に応じて交付される見込みです。

オ 以上により、歳入総額は、5,188,390千円と見込んでいます。

### (2) 歳出

ア 療養給付費の算定基礎となる医療費は、過去の医療費実績を踏まえ、さらに最近における医療費の動向を考慮した結果、決算としては、1人当たり費用額は427,984円（前年度決算比3.76%減）、総費用額は、4,130,045千円（前年度決算比5.91%減）となる見込みです。

また、国保会計が負担する療養給付費は、3,148,346千円（前年度決算比2.51%減）となる見込みです。

イ 県へ納付する国保事業費納付金は、1,320,969千円（前年度決算比0.53%減）となる見込みです。

ウ 以上により、歳出総額は、5,161,390千円（前年度決算比3.14%減）と見込んでいます。

### (3) 差引

結果、27,000千円の剰余金を見込んでいます。

## 3 令和3年度赤穂市国保事業の運営

### (1) 基本方針

ア 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより依然として高い傾向にあります。

このような状況の中、令和3年度の医療費総額は、県から示された保険給付費額を基に積算し、対前年度決算見込比4.33%増の4,308,900千円と見込んでいます。

イ 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、令和元年度においても県下の市町の中で上位となっており、このための対策は引き続き重要な課題であります。

ウ 医療費の増加傾向への対策として、市民の健康な生活習慣の確立など、健康寿命の延伸に向けた保健事業を第2期データヘルス計画に則り実施するとともに、特定健康診査・特定保健指導を第3期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めてまいります。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知を実施し、後発医薬品の更なる使用促進に努めてまいります。

エ 保険税収納率向上対策の一環として、長期滞納者などに対する納税相談の実施、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行を通じての面談機会の確保、また、コンビニ・クレジットカード収納やペイジー口座振替受付サービスの実施などにより、滞納者の減少と歳入の確保に引き続き努めてまいります。

## (2) 保険税率等の改正方針

令和2年度の保険税率等については、課税限度額を政令で定める額まで引き上げました。また、介護納付金分の税率等を引き上げ、基礎分は、限度額及び介護納付金分の引上げによる被保険者の負担増への影響を考慮し税率等を引き下げました。

令和3年度については、国が示した改正の方針と、年明けに県から示された納付金等の本算定結果を踏まえ検討した結果、財政調整基金を活用し現行のまま据え置くこととしました。

低所得者に対する軽減措置として、応益保険税を所得に応じて7割、5割、2割軽減する仕組みについて、個人所得課税の見直しによる被保険者への意図せざる影響を遮断するため、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を見直すこととします。

### 【兵庫県による令和3年度標準保険料率本算定に係る標準保険料率等との比較】

区 分		現行	令和3年度(案)	財政調整基金 繰入なしの場合	標準保険料率 (市町村算定方式)
基礎分 (医療給付費分)	所得割税率	7.49%	7.49%	7.86%	7.77%
	均等割額	24,500円	24,500円	25,763円	25,452円
	平等割額	16,500円	16,500円	16,911円	17,783円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.69%	2.69%	3.10%	3.10%
	均等割額	9,400円	9,400円	9,949円	9,945円
	平等割額	6,700円	6,700円	6,531円	6,948円
介護納付金分	所得割税率	2.12%	2.12%	3.03%	2.91%
	均等割額	8,500円	8,500円	11,445円	11,002円
	平等割額	4,400円	4,400円	5,708円	5,643円

## (3) 歳出

### ア 医療費の状況

令和3年度の医療費の算出に当たっては、県から示された保険給付費額に基づき見積もりました。

総費用額を、4,308,900千円（前年度決算見込比4.33%増）、1人当たり医療費は、455,968円（前年度決算見込比6.54%増）と見込みました。

この結果、療養給付費を、3,169,674千円（前年度決算見込比0.68%増）と見積り、療養費など、その他の保険給付費については、過去の医療費実績を踏まえ、さらに最近における医療費の動向を考慮し、所要額を算出しました。

イ 国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、県から示された額に基づき1,286,035千円を計上しました。

ウ 保健事業費

保健事業費は、保険税収入額の5.71%、44,837千円を見込み、健康世帯表彰、医療費通知、医療受診状況及び疾病分類調査などを継続して実施するほか、引き続き後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知を実施し、後発医薬品の更なる使用促進に努めます。

生活習慣病健診一部負担助成については、引き続き一次健診（無料）と二次健診の一部負担助成を行い、健康増進と医療費の適正化に努めます。

また、国保保健指導事業として、特定健診未受診者への受診勧奨や、医療機関重複・頻回受診者への訪問指導、糖尿病の医療未受診者や医療中断者であって生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対する訪問指導などを行います。

エ 以上により、歳出総額は、5,170,000千円と見積りました。

(4) 歳入

ア 保険税

保険税については、現行保険税率等で算定し、医療給付費分の保険税総額は、538,665千円（一般：538,282千円、退職：383千円）と見込みました。後期高齢者支援金分の保険税総額は、196,270千円と見込みました。介護納付金分の保険税総額は、50,381千円と見込みました。

イ 県支出金

県支出金は、県から示された額に基づき、普通交付金（保険給付費に要する費用）を3,756,688千円、特別交付金（保険者努力支援交付金など）を158,576千円、合計3,915,264千円計上しました。

ウ 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、①保険基盤安定制度（低所得者の保険税軽減分の補填など）による繰入金239,083千円、②職員給与費等繰入金53,058千円、③出産育児一時金繰入金8,400千円、④財政安定化支援事業による繰入金56,063千円、その他一般会計繰入金として⑤市単独支援額20,140千円と見積り、その総額を、376,744千円と見込みました。

エ 基金繰入金

財政調整基金の残高見込額308,588千円のうち、77,300千円を繰り入れることとしました。

オ 以上により、歳入総額は、5,170,000千円と見積りました。

以上、令和3年度における本市国保事業の推進に当たっては、安定した国保制度の維持のため県と連携を図りながら適正な運営に努めます。

令和2年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込

第1表

(単位:千円)

費目	歳入			説明	歳出				
	現計予算額	決算見込額	比較		費目	現計予算額	決算見込額	比較	説明
1 国民健康保険税	789,551	805,715	16,164		1 総務費	59,167	59,138	29	総務管理費 55,981 徴税費 2,748 運営協議会費 409
医療給付費分 現年課税分	515,740	528,809	13,069	一般 528,809 退職 0	2 保険給付費	3,815,637	3,696,135	119,502	療養給付費 3,148,345 療養費 30,991 審査支払手数料 8,418 高額療養費 488,003
医療給付費分 滞納繰越分	23,518	21,808	△ 1,710	一般 21,476 退職 332	3 国保事業費納付金	1,320,974	1,320,969	5	医療給付費分 950,826 後期高齢者支援金等分 282,913
後期高齢者支援金分 現年課税分	189,682	193,926	4,244	一般 193,926 退職 0	4 保健事業費	45,517	33,881	11,636	健康世帯表彰関係 204 健康奨励関係 3,181 一般事務関係 128 医療費通知関係 2,384 後発医薬品差額通知関係 96 特定健康診査等事業 21,401 国保保健指導(未受診者対策等)事業 6,487
後期高齢者支援金分 滞納繰越分	8,019	9,709	1,690	一般 9,567 退職 142	5 公債費	500	200	300	一般公債費(利子) 200
介護納付金分 現年課税分	49,526	48,637	△ 889	一般 48,637 退職 0	6 諸支出金	41,701	41,701	0	保険税還付金(一般、退職) 6,610 償還金 34,931 還付加算金(一般、退職) 160
介護納付金分 滞納繰越分	3,066	2,826	△ 240	一般 2,752 退職 74	7 積立金	9,504	9,366	138	
2 一部負担金	2	0	△ 2		8 予備費	1,000	0	1,000	
3 手数料	440	440	0	督促手数料 440	歳出合計	5,294,000	5,161,390	132,610	
4 国庫支出金	4,400	7,265	2,865	災害等臨時特例補助金(コロナ減免) 2,865					
国庫補助金	4,400	7,265	2,865	国保システム改修補助金 4,400					
5 県支出金	4,011,815	3,891,516	△ 120,299	普通交付金 3,689,525 特別交付金 201,991					
県補助金	4,011,815	3,891,516	△ 120,299	財政調整基金収入 440					
6 財産収入	580	440	△ 140						
7 繰入金	382,853	378,585	△ 4,268						
一般会計繰入金	382,853	378,585	△ 4,268	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 157,880 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 85,593 職員給与と費等繰入金 52,128 出産育児一時金繰入金 6,440 財政安定化支援事業繰入金 57,363 その他一般会計繰入金 19,181					
基金繰入金	0	0	0						
8 繰越金	89,906	89,906	0	前年度繰越金(一般) 52,816 前年度繰越金(退職) 654 前年度繰越金(後期) 16,111 前年度繰越金(介護) 20,325					
9 諸収入	14,453	14,523	70	延滞金 2,000 預金利子 0 第三者納付金 10,900 不当利得返納金 1,050 その他 573					
歳入合計	5,294,000	5,188,390	△ 105,610						

剰余金見込額 27,000

令和3年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第2表

(単位:千円)

費目	歳入			説明	費目	歳出			説明	
	本年度(当初)	前年度(当初)	差引			本年度(当初)	前年度(当初)	差引		
1 国民健康保険税	785,316	789,551	△ 4,235		1 総務費	56,214	61,582	△ 5,368	総務管理費 53,383 徴税費 2,422 運営協議会費 409	
医療給付費分 現年課税分	515,619	515,740	△ 121	一般 退職	515,618					
医療給付費分 滞納繰越分	23,046	23,518	△ 472	一般 退職	22,664 382	2 保険給付費	3,763,724	3,815,637	△ 51,913	療養給付費 3,169,674 療養費 32,001 審査支払手数料 8,805 高額療養費 529,001
後期高齢者支援金分 現年課税分	188,827	189,682	△ 855	一般 退職	188,826 1	療養給付費	3,169,674	3,250,465	△ 80,791	一般 3,169,673 退職 1
後期高齢者支援金分 滞納繰越分	7,443	8,019	△ 576	一般 退職	7,363 80	療養費	32,001	31,001	1,000	一般 32,000 退職 1
介護納付金分 現年課税分	47,506	49,526	△ 2,020	一般 退職	47,505 1	審査支払手数料	8,805	8,927	△ 122	診療報酬審査支払いに要する経費
介護納付金分 滞納繰越分	2,875	3,066	△ 191	一般 退職	2,816 59	高額療養費	529,001	501,001	28,000	一般 529,000 退職 1
2 一部負担金	2	2	0			移送費	100	100	0	一般 99 退職 1
3 手数料	440	440	0	督促手数料		出産育児一時金	12,600	12,600	0	420千円 × 30件
4 国庫支出金 国庫補助金	0 0	4,400 4,400	△ 4,400 △ 4,400		0	出産育児一時金支払手数料	7	7	0	
5 県支出金 県補助金	3,915,264 3,915,264	4,010,305 4,010,305	△ 95,041 △ 95,041	国民健康保険システム改修事業補助金	0	葬祭諸費	4,500	4,500	0	50千円 × 90件
						結核医療諸費	36	36	0	
						精神医療諸費	7,000	7,000	0	
						3 国保事業費納付金	1,286,035	1,320,974	△ 34,939	
						医療給付費分	917,569	950,826	△ 33,257	一般 916,541 退職 1,028
						後期高齢者支援金等分	281,215	282,913	△ 1,698	一般 280,989 退職 226
						介護納付金分	87,251	87,235	16	
6 財産収入	680	580	100	財政調整基金収入		4 保健事業費	44,837	45,517	△ 680	健康世帯表彰関係 333 健康奨励関係 4,140 一般事務関係 931 医療費通知関係 2,562 後発医薬品差額通知関係 311 特定健康診査等事業 30,072 国保保健指導(未受診者対策等)事業 6,488
7 繰入金 一般会計繰入金	454,044 376,744	443,268 385,268	10,776 △ 8,525	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 155,127 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 83,956 職員給与費等繰入金 53,058 出産育児一時金繰入金 8,400 財政安定化支援事業繰入金 56,063 その他一般会計繰入金 20,140		5 公債費	500	500	0	一般公債費(利子) 500
基金繰入金	77,300	58,000	19,300			6 諸支支出金	17,010	17,210	△ 200	保険税還付金(一般、退職) 5,100 償還金 11,750 還付加算金(一般、退職) 160
8 繰越金	1	1	0	前年度繰越金		7 積立金	680	580	100	
9 諸収入	14,253	14,453	△ 200	延滞金 2,500 預金利子 1 第三者納付金 10,700 不当利得返納金 1,050 その他 2		8 予備費	1,000	1,000	0	
歳入合計	5,170,000	5,263,000	△ 93,000			歳出合計	5,170,000	5,263,000	△ 93,000	

一般分	4,800,042	4,891,060	△ 91,018
退職分	1,492	1,792	△ 300
後期分	281,215	282,913	△ 1,698
介護分	87,251	87,235	16

一般分	4,800,042	4,891,060	△ 91,018
退職分	1,492	1,792	△ 300
後期分	281,215	282,913	△ 1,698
介護分	87,251	87,235	16

令和3年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第3表

(単位:千円)

歳 入							歳 出						
科 目		一 般	退 職	後 期	介 護	合 計	科 目		一 般	退 職	後 期	介 護	合 計
国民健康保険税	現年課税分	515,618	1	188,827	47,506	751,952	総務費	総務管理費	53,383				53,383
	滞納繰越分	22,664	382	7,443	2,875	33,364		徴税費	2,422				2,422
一部負担金		1	1			2		運営協議会費	409				409
手数料		440				440	療養給付費		3,169,673	1			3,169,674
国庫支出金		0				0	療養費		32,000	1			32,001
県支出金	普通交付金	3,756,684	4			3,756,688	審査支払手数料		8,805				8,805
	特別交付金	158,576				158,576	高額療養費		529,000	1			529,001
財産収入		680				680	移送費		99	1			100
一般会計繰入金	基盤・税軽減分	104,196		40,694	10,237	155,127	出産育児一時金		12,600				12,600
	基盤・保険者支援分	57,498		21,338	5,120	83,956	出産育児一時金支払手数料		7				7
	職員給与費等	53,058				53,058	葬祭諸費		4,500				4,500
	出産育児一時金	8,400				8,400	結核医療諸費		36				36
	財政安定化支援事業	56,063				56,063	精神医療諸費		7,000				7,000
	その他	20,140				20,140	国保事業費納付金	医療給付費分	916,541	1,028			917,569
								後期支援金等分			281,215		281,215
基金繰入金		32,220	654	22,913	21,513	77,300	介護納付金分				87,251	87,251	
繰越金		1				1	保健事業費		44,837				44,837
諸収入	延滞金	2,400	100			2,500	公債費		500				500
	預金利子	1				1	諸支出金		16,550	460			17,010
	第三者納付金	10,400	300			10,700	積立金		680				680
	不当利得返納金	1,000	50			1,050	予備費		1,000				1,000
	その他	2				2							
歳 入 合 計		4,800,042	1,492	281,215	87,251	5,170,000	歳 出 合 計		4,800,042	1,492	281,215	87,251	5,170,000
前 年 度		4,891,060	1,792	282,913	87,235	5,263,000	前 年 度		4,891,060	1,792	282,913	87,235	5,263,000
増 減		△ 91,018	△ 300	△ 1,698	16	△ 93,000	増 減		△ 91,018	△ 300	△ 1,698	16	△ 93,000

第4表

令和3年度 一般会計繰入金及び保険税算出基礎

1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

区 分	金 額
(1) 保険基盤安定制度による繰入金	239,083
低所得者保険税軽減額（医療給付費分）	104,196
低所得者保険税軽減額（後期高齢者支援金分）	40,694
低所得者保険税軽減額（介護納付金分）	10,237
低所得者保険税軽減額 保険者支援分（医療給付費分）	57,498
低所得者保険税軽減額 保険者支援分（後期高齢者支援金分）	21,338
低所得者保険税軽減額 保険者支援分（介護納付金分）	5,120
(2) 職員給与与費等繰入金	53,058
(3) 出産育児一時金繰入金（420千円×30件）×2/3	8,400
(4) 国保財政安定化支援事業による繰入金	56,063
保険税負担能力が低いことによる支援額	42,001
年齢構成差による支援額	14,062
(5) その他一般会計繰入金	20,140
保健事業費分（健康奨励事業）	4,140
市単独支援分／福祉医療波及増分	16,000
小 計                    [(2)+(3)+(4)+(5)]	137,661
繰入金合計            [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)]	376,744

2. 保険税賦課総額（一般分+後期分：一般）

(単位：千円)

区 分	金 額
1 歳出総額	5,081,176
2 歳入総額（現年課税分、繰入金を除く）	3,960,212
3 歳入歳出不足額（1-2）	1,120,964
< 内訳 >	
一般会計繰入額	361,387
基金繰入額	55,133
保険税所要額	704,444

3. 世帯及び被保険者別の平均保険税額

(単位：円)

区 分	令和2年度 （当初）(a)	令和2年度 （決算見込）	令和3年度 （当初）(b)	当初比較(%) (b)/(a)
1人当たり保険税額（一般分+後期分：全体）	77,522	79,698	79,441	102.47
1世帯当たり保険税額（一般分+後期分：全体）	121,678	123,549	121,671	99.99
1人当たり保険税額（介護分：全体）	19,541	19,198	19,601	100.31
1世帯当たり保険税額（介護分：全体）	23,111	22,900	22,811	98.70

第5表

世帯数・被保険者数の年次別推移

区分 年度	世帯数		被保険者数								
			一般被保険者			退職被保険者等			合計		
	年間平均数	前年比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比
30 (3月～2月)	世帯 6,459	% 97.85	人 10,216	% 97.45	% 99.33	人 69	% 33.99	% 0.67	人 10,285	% 96.25	% 100.00
元 (3月～2月)	6,292	97.41	9,863	96.54	99.93	7	10.14	0.07	9,870	95.96	100.00
2(見込) (3月～2月)	6,225	98.94	9,650	97.84	100.00	0	-	0.00	9,650	97.77	100.00
3(見込) (3月～2月)	6,170	99.12	9,450	97.93	100.00	0	-	0.00	9,450	97.93	100.00

第6表

診療費の年次別推移

区分 年度	一般被保険者					退職被保険者等					合計				
	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり
	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)
30 (3月～2月)	174,886	1,711.88	4,284,196	24,497	419,361	1,206	1,747.83	41,430	34,353	600,435	176,092	1,712.12	4,325,626	24,565	420,576
対前年比(%)	99.72	102.33	96.40	96.67	98.92	34.43	101.29	39.51	114.76	116.23	98.44	102.28	95.09	96.60	98.80
元 (3月～2月)	169,459	1,718.13	4,386,653	25,886	444,758	115	1,642.86	2,708	23,548	386,857	169,574	1,718.07	4,389,361	25,885	444,717
対前年比(%)	96.90	100.36	102.39	105.67	106.06	9.54	93.99	6.54	68.55	64.43	96.30	100.35	101.47	105.37	105.74
2(見込) (3月～2月)	153,723	1,592.98	4,130,045	26,867	427,984	0	-	0	-	-	153,723	1,592.98	4,130,045	26,867	427,984
対前年比(%)	90.71	92.72	94.15	103.79	96.23	-	-	-	-	-	90.65	92.72	94.09	103.79	96.24
3(見込) (3月～2月)	145,500	1,539.68	4,308,900	29,614	455,968	0	-	0	-	-	145,500	1,539.68	4,308,900	29,614	455,968
対前年比(%)	94.65	96.65	104.33	110.23	106.54	-	-	-	-	-	94.65	96.65	104.33	110.23	106.54

※ 令和3年度の費用額については、県から示された保険給付費額に基づき積算

## 国保制度における用語の解説

### 【国民健康保険税（料）】

国民健康保険法により、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収するもの。（市町村は地方税法により国民健康保険税で徴収することができます。）

基礎課税額（医療給付費分）と後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分）と介護納付金課税額（介護保険分）を合わせたもの。

- ・医療給付費分 被保険者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税。  
全ての被保険者が対象。
- ・後期高齢者支援金等分 後期高齢者医療制度の被保険者の医療給付費を支援するための保険税。  
全ての被保険者が対象。
- ・介護納付金分 介護保険の第2号被保険者としての保険税。40歳以上で64歳までの被保険者のみが対象。

### 【国民健康保険事業費納付金】

都道府県が国保事業に要する費用に充てるため市町村から徴収するもので、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定したもの。

### 【標準保険料率】

都道府県が標準的な住民負担の「見える化」を図るとともに、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を市町村ごとに設定するもの。

### 【国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）】

保険給付を行う主体は市町村であり、保険給付に必要な費用はすべて都道府県が賄う。この保険給付に要する費用等に対し、市町村に支払われるもの。

### 【国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）】

都道府県から市町村に、市町村の特別な事情に応じて支払われるもの。具体的には市町村への特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

### 【保険者努力支援制度】

国が保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、医療費適正化への取組や収納率向上に関する取組などについて、客観的な指標に基づき、交付金を交付する制度。インセンティブ強化を図り、保険者機能の役割を發揮してもらい、国保の財政基盤を強化することに狙いがある。

## 赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和3年1月現在)

区分	氏名	摘要
被 保 険 者 代 表	大 前 和 弘	
	大 田 登	
	平 岡 登 美 子	
	平 岡 か ね 子	
医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師 代 表	中 村 隆 彦	(一社)赤穂市医師会会長
	花 房 龍 生	(一社)赤穂市医師会副会長
	赤 井 高 之	(一社)相生・赤穂市郡歯科医師会副会長
	寺 田 晋 一 郎	赤相薬剤師会会長
公 益 代 表	竹 内 友 江	赤穂市議会議長
	土 遠 孝 昌	赤穂市議会民生生活委員長
	前 田 護	(会長) 赤穂市自治会連合会副会長(会長代行)
	山 田 和 子	(会長職務代理者) 日本赤十字社赤穂市地区赤十字奉仕団委員長

任期は、令和4年3月31日まで